

故安倍晋三国葬儀への出席に係る公金の支出差し止め
に係る住民監査請求の結果について

1 請求事案の概要

(1) 請求書の提出日 令和4年9月15日

(2) 請求の趣旨

故安倍晋三元首相の国葬は憲法に違反するなどとして、参列が見込まれる知事、議長に対して、公金の支出差し止め又は停止を求める。

2 監査の結果

(1) 監査結果の通知日 令和4年11月10日

(2) 監査結果

本件住民監査請求の監査対象事項に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

(3) 棄却理由の概要

- ・ 知事及び議長が出席した国葬儀に関連する旅費等の支出については、本監査時点では、公費で支出する範囲、金額、積算等について、違法、不当な点は認められなかった。
- ・ 国葬儀が憲法に違反するか否か、違法なものか否かについては、住民監査請求が対象とする財務会計行為に関わるのではなく、地方自治体監査委員の監査の直接の対象とすることができない。

以上のとおり、本件国葬儀に係る公金の支出に違法性又は不当性は認められないため、請求人が求める措置である県の公金支出を差し止めることの理由は認められない。